

広島県民文化センターふくやま附属設備利用料金表

(単位:円)

区分	名称	所有数量	単位	利用料金	
ホール	舞台設備	所作台	(1式25台)	1式	6,600
		平台	(56台)	1台につき	120
		能舞台	(1式)	1式	15,920
		仮設花道	(1式)	1式	1,360
		松竹羽目	(松羽目1式)(竹羽目1式)	1式につき	1,360
		演台	(1式)	1式	530
		司会者台	(1台)	1台	210
		金屏風	(1双)	1双	1,100
		毛仙	(7枚 1.72×3.6m)	7枚まで	120
		長布団	(8枚 5.45×1.8m)	8枚まで	120
		地絨	(2枚)	1枚につき	120
		紗幕(白)	(1式)	1式	380
		紅白幕	(1対)	1対	120
		浅黄幕	(1対)	1対	120
上敷	(16枚)	16枚まで	380		
ホール	音楽設備	ピアノ (スタインウェイフルコンサート D-274)	(1台)	1台	11,000 (調律料別途)
		大太鼓	(1式)	1式	1,360
		指揮者台	(1台)	1台	120
		譜面台	演奏者用(80台)指揮者用(1台)	10台までごと	120
ホール	音響設備	マイク	(37本) (ダイナミックマイク23本) (コンデンサーマイク14本)	1本につき	120
		ワイヤレスマイク	(6本) (ハンド4本 タイピン2本)	1本につき	120
		エレベーターマイク	(1式)	1式	1,360
		三点吊りマイク	(1式)	1式	1,360
		補助ミキサー	(1台)	1台	650
		テープレコーダー	(1台)	1台	650
		カセットテープレコーダー	(2台)	1台につき	120
		レコードプレーヤー	(1台)	1台	120
		CDプレーヤー	(2台)	1台につき	120
		MDプレーヤー	(2台)	1台につき	120
		はね返りスピーカー	(4台)	1台につき	520
		ステージスピーカー	(4台)(カラム2台含む)	1台につき	780
		ステージモニター	(5台)(ステージフロント)	1台につき	250
ホール	その他	スライドプロジェクター	(1台)	1台	650
		オーバーヘッドプロジェクター	(1台)	1台	650
		映写機	(16mm×2台)	1台につき	1,360
		ミラーボール	(2台)	1台につき	120
ホール	照明設備	音響反射装置(音響反射板つき)	(0.3kw×36灯)		
		ポーターライト	(0.2kw×80灯)×2		
		フットライト	(0.06kw×96灯)		
		ローアホリゾントライト	(0.3kw×72灯)		
		アッパーホリゾントライト	(0.5kw×52灯)		
		センターピンスポットライト	(2.0kw×2台)		
		マルチストロボ	(0.3kw×2台)		
		サスペンションライト	(1kw×76台)		
		シーリングスポットライト	(1kw×30台)	1KWまでごとにつき	120
		フロントサイドスポットライト	(1kw×32台)		
		トーマンタルスポットライト	(1kw×6台)		
		スポットライト	(1kw×54台) (エフェクマシ1kw×4台含む) (カッタースポット1kw×2台含む)		
		スポットライト	(0.5kw×20台)		
		ストリップライト	(0.1kw×80灯)		
ストリップライト	(0.1kw×28灯)				
練習室(1)		グランドピアノ(YAMAHA G5E)	(1台)	1台	1,990
		電子オルガン(YAMAHA ELB-02)	(1台)	1台	650
		CDプレーヤー	(1台)	1台	120
		カセットテープレコーダー	(1台)	1台	120
		ワイヤレスマイク	(2本)	1本につき	120
練習室(2)		アップライトピアノ(YAMAHA YU33)	(1台)	1台	650
		CDプレーヤー	(1台)	1台	120
		カセットテープレコーダー	(1台)	1台	120
		ワイヤレスマイク	(2本)	1本につき	120
文化交流室		演台	(1式)	1式	530
		司会者台	(1台)	1台	210
		マイク	(3本)	1本につき	120
		ワイヤレスマイク	(4本)(タイピン1本含む)	1本につき	120
		スライドプロジェクター	(1台)	1台	650
		プロジェクター	(1台)	1台	1,360
		DVDプレーヤー	(1台)	1台	120
		アンプ	(1式)	1式	120
		カセットテープレコーダー	(1台)	1台	120
CDプレーヤー	(1台)	1台	120		
共通	電気設備	器具の持込みをして電力を使用する場合の利用料金		1KWまでごとにつき	120

2020(令和2)年4月1日改正

- 備考 1 利用料金は、午前・午後・夜間のそれぞれの区分ごとに徴収します。
 2 照明・電気設備の利用料金は、利用又は持込みをする器具等の定格消費電力の合計により計算いたします。
 3 上記利用料金には、消費税が含まれています。